

新旧对照表

修正内容	土木工事共通特記仕様書（令和８年１０月１日版）	土木工事共通特記仕様書（令和８年１月２０日版）
P16 URL修正	第１－６条 情報共有システムの活用について 本工事は、情報共有システムの対象工事である。ただし、活用による生産性向上が見込まれないなどと判断される場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定することとする。 実施にあたっては最新版の「千葉県県土整備部情報共有システム実施要領」に基づくものとする。 【関連資料】 千葉県県土整備部情報共有システム実施要領 URL： https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/jigyousha/denshinouhin/documents/r7-4-asp.pdf	第１－６条 情報共有システムの活用について 本工事は、情報共有システムの対象工事である。ただし、活用による生産性向上が見込まれないなどと判断される場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定することとする。 実施にあたっては最新版の「千葉県県土整備部情報共有システム実施要領」に基づくものとする。 【関連資料】 千葉県県土整備部情報共有システム実施要領 URL： https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/jigyousha/denshinouhin/documents/r6-4-asp.pdf
P15 追加	<u>第１－１１条 柔軟な作業時間の設定</u> <u>１．受注者は、施工場所の住環境や交通等、周辺環境への影響を踏まえ、猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）について、監督職員と協議することができる。ただし、労務単価補正の対象外とする。</u> <u>２．受注者は、作業時間の変更等について、承諾が得られた場合は、変更後の作業時間を施工計画書に明記の上、発注者に提出すること。</u> <u>３．受注者は、猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間）をするにあたり、警察や地元等との調整を行う際に、監督職員の臨場について、協議することができる。</u>	

修正内容	土木工事共通特記仕様書（令和８年１０月１日版）	土木工事共通特記仕様書（令和８年１月２０日版）
R16 第2-7条より 移動 一部修正	第１－１２条 快適トイレ <u>1.</u> 本工事は、受注者の希望により快適トイレを設置することができる。 <u>2.</u> 受注者は、当該工事の現場に快適トイレを設置する場合は、事前に工事打合せ簿により設置基数、設置期間、仕様について、監督職員と協議すること。 <u>3.</u> 快適トイレは、以下の（１）～（１１）の仕様を満たすこと。なお、（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。 【トイレに求める機能】 ※必須 （１）洋式便座 （２）水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置を含む） （３）臭い逆流防止機能（フラッパー機能） <u>（削除）</u> （４）容易に開かない施錠機能（二重ロック等） <u>（削除）</u> （５）照明設備（電源がなくても良いもの） （６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上） 【付属品として備えるもの】 ※必須 （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 （８）<u>周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</u> （９）サニタリーボックス（女性専用トイレに限る） （１０）鏡付きの洗面台	第２－７条 快適トイレ <u>1. 本工事は、快適トイレ対象工事である。</u> <u>2.</u> 受注者は、当該工事の現場に快適トイレを設置する場合は、事前に工事打合せ簿により設置基数、設置期間、仕様について、監督職員と協議すること。 <u>3.</u> 快適トイレは、以下の（１）～（１１）の仕様を満たすこと。なお、（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。 【トイレに求める機能】 ※必須 （１）洋式便座 （２）水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置を含む） （３）臭い逆流防止機能（フラッパー機能） <u>（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）</u> （４）容易に開かない施錠機能（二重ロック等） <u>（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）</u> （５）照明設備（電源がなくても良いもの） （６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上） 【付属品として備えるもの】 ※必須 （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 （８）<u>入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）</u> （９）サニタリーボックス（女性専用トイレに限る） （１０）鏡付きの洗面台

修正内容	土木工事共通特記仕様書（令和８年１０月１日版）	土木工事共通特記仕様書（令和８年１月２０日版）
	(11) 便座除菌シート等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 ※任意 (12) 室内寸法 900×900mm 以上（<u>面積ではない</u>） (13) 擬音装置 (14) <u>着替え台</u> (15) <u>臭気対策機能の多重化</u> (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場） <u>4. 快適トイレの設置に要する費用は、通常の仮設トイレとの差額として、1 基あたり 57,000 円/月を上限に、発注者が負担する。ただし、工事期間中に、通常の仮設トイレから快適トイレに変更した場合、又は快適トイレから通常の仮設トイレに変更した場合は、費用負担の対象としない。</u> <u>（削除）</u> <u>5. 発注者が負担する快適トイレの設置に要する費用は、設計変更で対応する。</u> <u>6. 設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。</u> <u>7. 受注者は、快適トイレに係る支出実態のわかる資料を、監督職員に提出すること。</u> <u>8. 運搬・設置費は共通仮設費の率分に含むものとし、積算上の差額の対象としない。</u> <u>9. 積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。ただし、現場環境改善費（率分）を計上している場合は、現場環境改善費の対象とすることができる。</u> <u>（削除）</u>	(11) 便座除菌シート等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 ※任意 (12) 室内寸法 900×900mm 以上（<u>半畳程度以上</u>） (13) 擬音装置 (14) <u>フィッティングボード</u> (15) <u>フラPPER機能の多重化</u> (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場） <u>4. 快適トイレの設置に要する費用は、通常の仮設トイレとの差額として、1 基あたり 51,000 円/月を上限に、発注者が負担する。ただし、工事期間中に、通常の仮設トイレから快適トイレに変更した場合、又は快適トイレから通常の仮設トイレに変更した場合は、費用負担の対象としない。</u> <u>5. 発注者が費用負担する快適トイレは、1 現場 1 基までとする。ただし、男女別に設置する場合には、1 現場 2 基までとする。</u> <u>6. 発注者が負担する快適トイレの設置に要する費用は、設計変更で対応する。</u> <u>7. 受注者は、快適トイレに係る支出実態のわかる資料を、監督職員に提出すること。</u> <u>8. 受注者は、発注者が快適トイレに関するアンケートを実</u>

修正内容	土木工事共通特記仕様書（令和８年１０月１日版）	土木工事共通特記仕様書（令和８年１月２０日版）
P25 URL修正	<u>(削除)</u> 【関連資料】 建設現場における快適トイレの普及促進について URL： https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/kaitekitoire/index.html 第２－６条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事 １．本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。 ２．受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。 ３．工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。 【対象工事】 主たる工種が屋外作業であるもの（港湾工事は除く） 【関連資料】 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領 URL： https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/nechushou/documents/202608-youryou.pdf	<u>施する場合は、監督職員が指定した期日までにアンケートを提出すること</u> 【対象工事】 <u>予定価格２千万円以上の土木工事</u> 【関連資料】 建設現場における快適トイレの普及促進について URL： https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/kaitekitoire/index.html 第２－６条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事 １．本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。 ２．受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。 ３．工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。 【対象工事】 主たる工種が屋外作業であるもの（港湾工事は除く） 【関連資料】 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領 URL： https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/nechushou/documents/r021005-sikouyouryou.pdf

修正内容	土木工事共通特記仕様書（令和８年１０月１日版）	土木工事共通特記仕様書（令和８年１月２０日版）
P26 共通編へ 移動 P27 一部修正	第２－７条 快適トイレ <u>第１章共通編 第１－１２条 へ移行</u> 第２－８条 週休２日工事 <u>１．</u>現場閉所による週休２日工事を原則とするが、<u>受注者が希望するときや</u>昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休２日交替制工事とすることができる。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	第２－８条 週休２日制適用工事 現場閉所による週休２日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休２日交替制工事とすることができる。 <u>なお、いずれの場合においても月単位の週休２日とする。</u> <u>また、現場閉所による週休２日工事として発注した場合において、受注者が週休２日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休２日交替制工事に変更することができるものとする。</u> <u>(現場閉所による週休２日工事)</u> <u>１．本工事は、週休２日制適用工事である。</u> <u>２．受注者は、現場閉所による週休２日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休２日（４週８休以上）達成相当の経費を補正している。</u> <u>３．受注者が週休２日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休２日交替制工事に変更することができる。</u> <u>４．受注者が、工事着手前に完全週休２日（土日）の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休２日（土日）相当を</u>

修正内容	土木工事共通特記仕様書（令和８年１０月１日版）	土木工事共通特記仕様書（令和８年１月２０日版）
	<u>(削除)</u> <u>２．週休２日の実施にあたっては、最新版の「<u>建設工事における週休２日実施要領</u>」に基づき行うこと。</u> <u>(削除)</u> <u>【関連資料】</u> <u>建設工事における週休２日実施要領 URL:</u> https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/syuukyuu2/top.html	<u>達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。</u> <u>５．週休２日制の実施にあたっては、最新版の「週休２日制適用工事実施要領」に基づき行うこと。</u> <u>(週休２日制交替制工事)</u> <u>１．本工事は、週休２日制適用工事である。</u> <u>２．受注者は、週休２日交替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には月 単位の週休２日（４週８休以上）達成相当の経費を補正している。</u> <u>３．受注者が、工事着手前に完全週休２日交替制の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休２日相当を達成した場合は経費に補正係数を乗じ変更するものとする。</u> <u>４．週休２日制の実施にあたっては、最新版の「週休２日制適用工事実施要領」に基づき行うこと。</u> <u>【対象工事】</u> <u>以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。</u> <u>・現場施工が１週間未満の工事</u> <u>・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）</u> <u>【関連資料】</u> <u>週休２日制適用工事実施要領 URL:</u> https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/syuukyuu2/top.html

修正内容	土木工事共通特記仕様書（令和 8 年 1 0 月 1 日版）	土木工事共通特記仕様書（令和 8 年 1 月 2 0 日版）
P28 一部修正	第 2－9 条 遠隔臨場 1. 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事 「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下、「本試行工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本試行工事は『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）』の内容に従い実施する。 2. 内容 (1) 段階確認・材料確認、立会での確認 ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声スマートフォン向けの TV 電話や Web 会議システムを利用しながら 確認するものである。試行内容については、<u>発</u>注者との協議により実施するものとする。 ② 確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保存する。（従来の立会資料の管理同様とする。） ③ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的な Android や i-Phone 等のモバイル端末を使用することも	第 2－9 条 遠隔臨場 1. 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事 「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下、「本試行工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本試行工事は『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）』の内容に従い実施する。 2. 内容 (1) 段階確認・材料確認、立会での確認 ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声スマートフォン向けの TV 電話や Web 会議システムを利用しながら 確認するものである。試行内容については、<u>受</u>注者との協議により実施するものとする。 ② 確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保存する。（従来の立会資料の管理同様とする。） ③ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的な Android や i-Phone 等のモバイル端末を使用することも

修正内容	土木工事共通特記仕様書（令和８年１０月１日版）	土木工事共通特記仕様書（令和８年１月２０日版）
	可能である。なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。 (2) 機器の準備 本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用している Web 会議システム等を含め詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。 (3) 効果の検証 本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。 (4) 費用 本試行に要する費用は、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。 なお、機器の手配は、基本的にはリースとし、その賃料を計上するが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合には、その購入費に機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、同様の考え方とする。	可能である。なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。 (2) 機器の準備 本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用している Web 会議システム等を含め詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。 (3) 効果の検証 本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。 (4) 費用 本試行に要する費用は、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。 なお、機器の手配は、基本的にはリースとし、その賃料を計上するが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合には、その購入費に機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、同様の考え方とする。

修正内容	土木工事共通特記仕様書（令和８年１０月１日版）	土木工事共通特記仕様書（令和８年１月２０日版）
P30 一部修正	【「遠隔臨場試行工事（発注者指定型）」】 各事務所で抽出した工事（年間５件程度） 【「遠隔臨場試行工事（発注者指定型）」とすることができる】 上記以外の遠隔臨場の対象工事 【対象工事】 遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工種を対象とする。なお、効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事を次に列挙する。 ・ 段階確認・材料確認又は立会を、映像確認できる工種 ・ 本実施要領を実施可能な通信環境を確保できる現場 【関連資料】 『建設現場の遠隔臨場』の試行について URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/enkakurinzyou/enkakurinzyou.html 第２－１０条　ＩＣＴ活用工事 １．情報通信技術（ＩＣＴ）の全面的な活用を推進するため、施工プロセスの各段階において、３次元データ等を活用するＩＣＴ活用工事（下記の工種）を受注者の提案・協議により選択できるものとする。	【「遠隔臨場試行工事（発注者指定型）」】 各事務所で抽出した工事（年間５件程度） 【「遠隔臨場試行工事（発注者指定型）」とすることができる】 上記以外の遠隔臨場の対象工事 【対象工事】 遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工種を対象とする。なお、効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事を次に列挙する。 ・ 段階確認・材料確認又は立会を、映像確認できる工種 ・ 本実施要領を実施可能な通信環境を確保できる現場 【関連資料】 『建設現場の遠隔臨場』の試行について URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/enkakurinzyou/enkakurinzyou.html 第２－１０条　ＩＣＴ活用工事 １．情報通信技術（ＩＣＴ）の全面的な活用を推進するため、施工プロセスの各段階において、３次元データ等を活用するＩＣＴ活用工事（下記の工種）を受注者の提案・協議により選択できるものとする。

修正内容	土木工事共通特記仕様書（令和８年１０月１日版）	土木工事共通特記仕様書（令和８年１月２０日版）
	２．対象となる工種の実施にあたっては各工種の実施要領（最新版）及び実施要領に記載されている特記仕様書記載例に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。 URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/i-construction/index.html 対象工種 ・ I C T活用工事（土工） ~~（削除）~~ ~~（削除）~~ ・ <u>I C T活用工事（ちば導入型）</u> ・ <u>I C T活用工事（作業土工（床掘））</u> ・ I C T活用工事（河川浚渫） ・ I C T活用工事（舗装工） ・ I C T活用工事（舗装工（修繕工）） ・ I C T活用工事（地盤改良工） ・ I C T活用工事（法面工） ・ I C T活用工事（構造物工（橋脚・橋台）） ・ I C T活用工事（基礎工） ・ I C T活用工事（擁壁工） ・ I C T活用工事（構造物工（橋梁上部）） ・ I C T活用工事（コンクリート堰堤工） ・ I C T活用工事（付帯構造物設置工）	２．対象となる工種の実施にあたっては各工種の実施要領（最新版）及び実施要領に記載されている特記仕様書記載例に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。 URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/i-construction/index.html 対象工種 ・ I C T活用工事（土工） ・ <u>I C T活用工事（土工 1,000m³ 未満）</u> ・ <u>I C T活用工事（小規模土工）</u> ・ I C T活用工事（河川浚渫） ・ I C T活用工事（舗装工） ・ I C T活用工事（舗装工（修繕工）） ・ I C T活用工事（地盤改良工） ・ I C T活用工事（法面工） ・ I C T活用工事（構造物工（橋脚・橋台）） ・ I C T活用工事（基礎工） ・ I C T活用工事（擁壁工） ・ I C T活用工事（構造物工（橋梁上部）） ・ I C T活用工事（コンクリート堰堤工） ・ I C T活用工事（付帯構造物設置工） ・ <u>I C T活用工事（作業土工（床掘））</u>